

町長メッセージ

令和2年4月16日、政府は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、特措法に基づき、これまでの7都府県に加え、全都道府県に「緊急事態宣言」を発令しました。福島県は、国の緊急事態宣言を受け、特措法に基づく外出自粛、施設使用制限、イベント開催自粛等の協力を県民に要請しました。

本町としましては、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、新型コロナウイルス対策業務を最優先に取り組み、基本的な感染症対策の徹底、「密閉空間・密集場所・密接場面」の3密を避けるため、集会・イベント・会議などの中止、延期、さらには、皆さまとの対面時の飛沫感染対策として、役場受付窓口などにフィルム仕切りを設置しました。

皆さまには、日々新型コロナウイルス感染への恐怖とともに、今後の生活に不安を感じていると思います。また、町内の幼稚園・小中学校が再度休園・休校となり、お子さまやご家族にご負担をおかけすることとなりますが、今後、皆さまの生活と経済安定に向け、国や県と連携し、国の緊急経済対策の情報を把握するとともに、皆さまの生命、生活と健康を守るために、町役場一丸となって全力で対応してまいります。

皆さまにおいては、新型コロナウイルスの早期収束、そして、何よりも皆さまご自身と大切な人の健康と命を守るため、県の要請に従った感染拡大防止のための行動を切にお願い申し上げます。

令和2年4月22日

桑折町新型コロナウイルス感染症対策本部長 桑折町長 高橋宣博

■対応方針

県の緊急事態措置を踏まえ、今後の感染拡大を防止するために、町民の皆さまや事業者の皆さまには下記に基づき対応いただきますようお願い申し上げます。

【町民の皆さまへ】

- 咳エチケットや手洗いを始めとした基本的な感染症対策を徹底してください。また、「換気の悪い密閉空間」「大勢いる密集場所」「密接場所」の「3つの密」を避けるようお願いいたします。発熱や咳など、少しでも症状があれば、通勤や通学は控えてください。
- 不要不急の外出の自粛をお願いいたします。また、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛してください。
- 就職や転勤などのやむを得ない事情で、特定警戒都道府県から転入した人については、感染拡大防止の観点から、2週間は不要不急の外出を控え、健康管理を徹底していただき、少しでも症状があれば、速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡をお願いします。

※特定警戒都道府県

- 東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県
- イベントについては、規模や場所にかかわらず、当面の間中止または延期するようお願いいたします。

【事業者の皆さまへ】

- 従業員とその家族、お客さまなどを守るため、事業所内での手洗い、咳エチケットなどの感染対策に取り組むとともに、発熱などの症状がある従業員への出勤免除など、健康管理の徹底をお願いします。
- 特定警戒都道府県からの異動者などがある事業者においては、やむを得ず業務に従事する場合であっても、在宅勤務など、最大限の感染症対策をお願いします。
- 社会生活を維持する上で必要な施設や社会福祉施設などを除く施設については、4月20日(日)0時から5月6日(日)まで休業していただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス 感染症対策情報

令和2年
4月22日

桑折町新型コロナウイルス感染症対策
本部発行

内容

- ・町長メッセージ
- ・教育機関に関するお知らせ
- ・休業や失業による生活資金にお悩みの皆さまへ
- ・住民窓口手続きなどに関するお知らせ
- ・確定申告期限の取り扱い
- ・国民年金保険料の免除制度
- ・中小企業・小規模事業者の皆さまへ
- ・庁舎での新型コロナウイルス感染症対策
- ・施設臨時閉館のお知らせ
- ・ピザスタリニョーアルオープン延期
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した悪質商法に注意！

新型コロナウイルス感染症に関して、新たにお知らせ事項がある場合は、当初スケジュールの月2回の回覧日（第1・第3水曜日）以外に、臨時号として対策本部から「新型コロナウイルス感染症対策情報」を発行します。

教育機関に関するお知らせ

■幼稚園・小中学校の臨時休園・休校

緊急事態宣言に基づく県知事の要請を受けて、町内の幼稚園・小中学校を4月21日(火)から5月6日(木)まで休園・休校とすることにしました。

それに伴い、幼稚園預かり保育・小学校放課後児童保育を長期休業中と同様の時間(7:30～)で行うとともに、臨時の申し込みも受け付けています。

～ お願い ～

現在、保育所・幼稚園預かり保育・小学校放課後保育(臨時も含む)を利用している人で、家庭で保育可能な場合は、感染拡大防止の観点から、今後は利用を見合わせることもご検討ください。
(各施設にご相談をお願いします。)

■「マスク」の配布

保育所児や幼稚園児、小中学校児童生徒および教職員などに、「不織布マスク」5枚・「布マスク」2枚を配布しました。今後も確保でき次第、追加配布を予定しています。また、小学生以下の幼児・児童には、町民から寄附された「不織布の小マスク」2枚を別途配布しました。

なお、国から各小中学生および教職員に配布される布マスクについても、4月中に1枚、5月中にもう1枚配られる予定です。

■「非接触型体温計」の配備

教育・保育施設における子どもたちなどの体調管理に活用するため、身体に触れず、かつ短時間で検温することができる「非接触型体温計」を配備しました。(登園・登校の際は、各家庭での検温により、発熱など体調不良の有無を確認してください。)

園こども教育課 学校教育係 ☎ 582-2403

休業や失業による生活資金にお悩みの皆さまへ

◆休業された人向け(緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸し付けを行います。

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

■貸付上限額

- ・学校などの休業、個人自業主などの特例の場合
……………20万円以内
- ・その他の場合…10万円以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 2年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

■その他 雇用先の休業証明書などが必要

◆失業された方向け(総合支援資金)

生活再建までの間に必要な生活費用の貸し付けを行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、失業などにより日常生活が困窮し、維持が困難となっている世帯

■貸付上限額(貸付期間:原則3カ月以内)

- ・2人以上…月20万円以内
- ・単身……………月10万円以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

■その他 自立相談支援事業などによる継続的な支援(就労支援)を受けることが要件

町社会福祉協議会の貸し付け制度のご案内

町社会福祉協議会では、低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に生活費が不足する場合において、少額(限度額50,000円)の生活費を貸し付けています。無利子・無担保の貸し付けです。

※連帯保証人が必要です。借入する人が返済できないときに、代わりに返済いただくこととなりますので、よくご相談の上、申し込んでください。

※地区の民生委員から、貸し付けに関して「調査票意見書」を提出していただきます。

詳しい貸付要件や必要書類などについては、下記へ問い合わせください。

町社会福祉協議会(担当:角田) ☎ 582-1155

住民窓口手続きなどに関するお知らせ

■転入転出などの届出期間の柔軟な取り扱いについて

桑折町外の市町村から町内への引っ越しや、桑折町内での引っ越し、世帯の変更などの住民票異動の手続きは、届出の事由が生じた日（引っ越しの日など）から14日以内に手続きすることが定められています。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染を避けるなどが理由である場合は、当分の間、14日を過ぎた場合でも手続きすることができますので、状況に応じて手続きください。

■転出証明書は郵送で請求できます

桑折町内から町外の市区町村へ引っ越しをする場合、郵送で届け出ができます。転出証明書郵便請求書（町ホームページからダウンロード可）と本人確認書類のコピー、84円切手を貼り、宛先を記入した返信用封筒を桑折町役場 税務住民課（〒969-1692 桑折町字東大隅 18番地）まで郵送してください。

■マイナンバーカード交付期限後の受け取りについて

マイナンバーカードの受け取り案内には、交付期間内の来庁を案内していますが、交付期限が過ぎた場合でも当分の間カードを保管しますので、引き続き受け取りができます。

また、毎週木曜日午後7時まで、受け取り時間の延長（※事前に予約が必要です）を実施しています。来庁者が少ない時間帯ですので、ご活用ください。

■電子証明書の更新は、有効期限後も可能です

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限を迎える人に、有効期限通知書が送付されています。有効期限が過ぎると、電子証明書を使用したサービスが利用できなくなりますが、有効期限を過ぎても無料で新しい電子証明書を発行しますので、利用予定に応じて手続きください。

☎税務住民課 住民係 ☎ 582-2114

国民年金保険料の免除制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業、事業の廃止（廃業）または休止の届け出を行っている人などで、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合について、本人申請に基づき、国民年金保険料の免除が適用できる場合があります。

免除の詳細や手続きの方法については、年金事務所（東北福島年金事務所 ☎ 534-0141）または役場税務住民課に問い合わせください。

日本年金機構ホームページでも確認できます。
(<https://www.nenkin.go.jp/index.html>)

☎税務住民課 住民係 ☎ 582-2114

確定申告期限の取り扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により、申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告・納付期限について、期限内に申告することが困難な場合は、4月17日以降でも柔軟に確定申告書を受け付けます。なお、申告相談には、事前の電話予約が必要です。

■4月17日以降の申告相談場所・問い合わせ

福島税務署（福島市森合町 16-6）

☎ 534-3121

（音声案内に従い「2」を選択）

スマートフォンでも申告できます→



中小企業・小規模事業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、民間金融機関から信用保証付融資を受けるための認定を行っています。

■セーフティネット保証4号

一般保証枠とは別枠（最大2.8億円まで保証）で借入債務の100%を保証

※売上高前年同月比▲20%以上減少などの場合

※全都道府県を対象に指定

■セーフティネット保証5号

一般保証枠とは別枠（最大2.8億円まで保証）で借入債務の80%を保証

※売上高前年同月比▲5%以上減少などの場合

※業種指定あり

■危機関連保証

一般保証枠およびセーフティネット保証枠とは別枠（最大2.8億円まで保証）で借入債務の100%を保証

※売上高前年同月比▲15%以上減少などの場合

※全国・全業種（一部対象外）を対象に指定

【申請書など】

申請書や詳しい内容については、町ホームページをご確認ください。

☎産業振興課 商工観光係 ☎ 582-2126

庁舎での新型コロナウイルス感染症対策

役場庁舎などにおいて、新型コロナウイルス感染症対策のため、次の取り組みを行っています。ご来庁の際にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■消毒用アルコールの設置

各玄関に手指の消毒用アルコールを設置しています。ご来庁の際は、必ずご利用をお願いします。

■窓口でのフィルム仕切り設置

来庁者と職員相互の感染防止のため、窓口フィルム仕切りを設置しています。

■体温計の準備

来庁者の体調が急激に悪化した場合などに備え、体温計（非接触型体温計を含む）により、体温測定を行えるようにしています。

■換気・拭き取り消毒

毎日、一定時間を「クリーンタイム」とし、窓口カウンターや扉の取っ手、照明スイッチなどを、消毒液で拭き取り消毒しています。

☎総務課 新庁舎整備係（庁舎管理担当） ☎ 582-2111



◀ 窓口でのフィルム仕切り設置



◀ 庁舎内の拭き取り消毒

ピザスタ リニューアルオープン延期

日ごろから、ピザスタをご愛顧いただき感謝申し上げます。

ピザスタを4月24日にリニューアルオープンする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止およびお客さまと従業員の健康と安全確保のため、リニューアルオープン日を延期し、5月6日まで閉館することを決定しました。

変更後のリニューアルオープン日については、町ホームページなどで決定次第お知らせします。皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

☎産業振興課 商工観光係 ☎ 582-2126

ピザスタ ☎ 572-3217（町振興公社）

新型コロナウイルス感染症に 便乗した悪質商法に注意！

新型コロナウイルス感染症に関連した相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。おかしいと思った時は、下記にご相談ください。
☎福島県消費生活センター（福島市中町8-2 自治会館1階） ☎ 521-0999【電話相談】月～金：9:00～18:30、毎月第4日曜：9:00～16:30
【来庁相談】月～金：9:00～17:00

施設臨時閉館のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、下記施設を当面の間、臨時閉館します。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■対象施設

- ・屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ！」
- ※プール、屋内遊び場、スタジオなど館内すべて
- ・町民体育館
- ・町民運動場
- ・桑折テニスコート
- ・各地区公民館（桑折、睦合、伊達崎、半田）
- ・文化記念館（旧伊達郡役所、種徳美術館）
- ・町中央公民館分室「よも～よ」

※図書の本出しについては、当面の間中止し、図書の返却のみ対応します。ブックポスト（玄関入口に設置）を利用してください。

☎生涯学習課 ☎ 582-3129

- ・半田山管理センター施設およびキャンプ場施設
- ※管理センターは、緊急の要件を除いて原則入場することができませんので、トイレなどは屋外の設備を利用してください。また、キャンプ場施設についても、バンガローの利用やバーベキューなどでの貸し出しは行いません。なお、北口駐車場の屋外トイレは改修中のため、使用できません。

☎産業振興課 農林振興係 ☎ 582-2126

- ・うぶかの郷（お風呂休止）
- ☎うぶかの郷 ☎ 582-4500